二　第二号育児時間の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第二十六条第二項の人事院規則で定める一年の期間）

第二十九条の三　育児休業法第二十六条第二項の人事院規則で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第二十六条第二項第二号の人事院規則で定める時間）

第二十九条の四　育児休業法第二十六条第二項第二号の人事院規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分

二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第二十六条第三項の人事院規則で定める特別の事情）

第二十九条の五　育児休業法第二十六条第三項の人事院規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると各省各庁の長（育児休業法第二条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が認める事情とする。

2　各省各庁の長は、第二項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三項変更をしなければ前項に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（育児時間の承認の請求、第二項申出及び第三項変更の手続）

第三十条　育児時間の承認の請求、第二項申出及び第三項変更は、育児時間簿により行うものとする。

2　（略）

（育児時間の承認の取消事由）

第三十一条　育児休業法第二十六条第六項において準用する育児休業法第六条第二項の人事院規則で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（育児時間に係る子が死亡した場合等の届出）

第三十一条の二　第十条の規定は、育児時間について準用する。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第三十二条　各省各庁の長並びに行政執行法人の長及びその委任を受けた者（以下この章において「各省各庁の長等」という。）は、職員が当該各省各庁の長等に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事院が定める事実を申し出た

（新設）

（新設）

（育児時間の承認の請求手続）

第三十条　育児時間の承認の請求は、育児時間承認請求書により行うものとする。

2　（略）

（育児時間の承認の取消事由等）

第三十一条　第二十一条及び第二十二条の規定は、育児時間について準用する。

（新設）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第三十二条　各省各庁の長及び行政執行法人の長（以下この章において「各省各庁の長等」という。）は、職員が当該各省各庁の長等に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事院が定める事実を申し出たときは、人事院の定めると